

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○包括外部監査契約の締結	(行政経営推進課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(共同参画社会推進課)	二
○介護保険法に基づく指定調査機関の調査事務の廃止	(介護保険室)	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称及び所在地の変更	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	(同)	三
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(産業立地推進課)	三
○特定計量器の定期検査の実施	(農村振興課)	三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(森林整備課)	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	四
○宮城県黒川高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(高校教育課)	四
○土地改良区役員の就任の届出	(大河原地方振興事務所)	四
○土地改良区の定款変更の認可	(同)	五
○土地改良区の定款変更の認可	(仙台地方振興事務所)	五
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	五
○土地改良区の定款変更の認可(三件)	(同)	六
○土地改良事業の工事の完了の届出	(東部地方振興事務所)	六

公 告

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	七
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	(同)	七
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	七
選挙管理委員会		
○政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体		七
人事委員会		
○人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則		八
○人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則		九
○人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則		九
監査委員		
○定期監査結果に対する措置の公表		一〇
公安委員会		
○少年指導委員の告示		一一
告示		
○宮城県告示第三百九十五号		
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。		
平成二十一年四月十七日		
一 包括外部監査契約の期間の始期	宮城県知事	村 井 嘉 浩
平成二十一年四月六日		
二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法		
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算		
三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所		
氏名 柴田 純一		
住所 仙台市青葉区北根三丁目二十三番二十一号		
四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法		

概算払

○宮城県告示第三百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 生活支援サービス・えぼつく 佐藤 治子

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区中田町字前沖北六十九・四十九

三 定款に記載された目的 この法人は、知的障害児（者）本人と家族の生活支援を目的とした事業を行うことにより、福祉の増進を図り、本人とその家族の社会参加の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年四月一日

○宮城県告示第三百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十五の規定により、指定調査機関の調査事務を廃止することについて次のとおり許可した。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定調査機関の名称及び住所

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

仙台市青葉区五橋二丁目十二番二号

二 調査事務を行う事務所の所在地

仙台市青葉区五橋二丁目十二番二号

三 廃止する調査事務の内容

調査事務の全部

四 廃止年月日

平成二十一年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十一年三月十九日次の者を指定した。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
小岩 喜郎	循環器科	医療法人 浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五・一
酒井 兼次	外 科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七・一
小野 省太	眼 科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三・一・一
平本 哲也	循環器科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二・三・十
佐々木修一	内 科	医療法人 盟陽会 富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二・一・六
鈴木 潤	内 科	医療法人社団 鈴木内科医院	加美郡加美町字旧館一・十七

○宮城県告示第三百九十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があつた。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
相馬 廉	耳鼻咽喉科	いしがきクリニク	岩沼市中央三・三・十四
赤坂 清子	内 科	いしがきクリニク	岩沼市中央三・三・十四
小川 洋一	内 科	栗原市立栗駒病院	栗原市栗駒岩ヶ崎八日町六十九

○宮城県告示第四百号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があつた。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
猪苗代 勇	整形外科 リハビリテーション科 皮膚科 外科 内科	猪苗代医院	気仙沼市弁天町一・二・四	医療法人順化猪苗代病院	気仙沼市南町一・三・七
堤 栄克	内科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六	登米市立佐沼病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五
石垣 崇明	整形外科	石垣記念岩沼中央整形外科	岩沼市中央三・四・二十七	いしがきクリニク	岩沼市中央三・三・十四
石井 洋	神経内科	医療法人 掬水会 川崎こころ病院	柴田郡川崎町大字川内字北川原山七十二	大崎市民病院分院 田尻診療所	大崎市民病院通木字中崎東十一
深谷雄一郎	外科	丸森町国民健康保険 丸森病院	伊具郡丸森町字鳥屋二十七	登米市立佐沼病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五

○宮城県告示第四百一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称及び所在地に、次のとおり変更があった。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	新	旧	氏名	新	旧
秋山 文世	栗原市立栗駒病院	栗駒町国民健康保険 栗駒町国民健康保険 栗駒町国民健康保険	栗原市栗駒岩ヶ崎	栗原市栗駒岩ヶ崎	栗原市栗駒岩ヶ崎
阿部 裕	栗原市立栗駒病院	栗駒町国民健康保険	栗原市栗駒岩ヶ崎	栗原市栗駒岩ヶ崎	栗原市栗駒岩ヶ崎

○宮城県告示第四百二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	所属医療機関の名称	新	旧
北山 修	栗原市立栗駒病院	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田	栗原市栗駒岩ヶ崎八日町

○宮城県告示第四百三号

障害者自立支援法平成十七年法律第二百二十三号第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービス	設置者名	廃止年月日
〇四一五二〇〇四三五	ぱれつたけやきノ下 仙台市若林区木ノ下二丁目二番三三号	自立訓練（生活訓練）	社会福祉法人 ゆうゆう舎	平成二十一年三月三十一日

○宮城県告示第四百四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十一年五月十二日	花 一 山 迫	午前九時から 午後四時まで	一迫中央公民館正面玄関前
五月十三日	栗 駒	午前九時から 午後四時まで	栗駒総合支所
五月十四日	栗 駒	午前九時から 午後四時まで	栗駒総合支所
五月十五日	栗 鷲	午前二時から 午後二時まで	鷲沢振興センター
五月十八日	栗 畑 川	午前十時三十分から 午後三時まで	若柳多目的研修センター
五月十九日	栗 有 川	午前十時三十分から 午後四時まで	若柳中央公民館

五月二十日	栗原市	金成	午前九時から 午後三時まで	金成農村環境改善センター (JA栗つご金成中央支店裏)
五月二十五日	栗原市	高清水	午前十時から 午後三時まで	高清水保健福祉センター (はつと館)
五月二十六日	栗原市	築波	午前十時三十分から 午後三時まで	築波農村改善センター
五月二十七日	栗原市	築波	午前十時三十分から 午後三時まで	築波農村改善センター
五月二十八日	栗原市	築波	午前十時三十分から 午後三時まで	築波農村改善センター

○宮城県告示第四百五号

県宮城桜地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年四月十七日から平成二十一年五月二十日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市中田総合支所

○宮城県告示第四百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市津山町横山字山梨子坂一、一の二、一の六、一の七、一の二から一の四まで、一の二〇、一の二一、四八、四八の一、四八の二、四八の六、四八の二二、四八の二〇、四九、五〇、五一の一、五二の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第四百七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、宮城県黒川高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二 あさひな農業協同組合

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、川崎町土地改良区役員就任について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年四月十七日

就任した者

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土井 敏

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十一年三月二十七日	大宮 雄 幸	柴田郡川崎町大字前川字槻木百三十五番地	理事

○宮城県告示第四百九号

川崎町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十一年四月七日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月十七日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土井 敏

○宮城県告示第四百十号

金洗堰土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十一年四月十日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月十七日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋 藤 俊 夫

○宮城県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年四月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

一 就任した者

就任年月日

氏 名

住 所

役職名

平成二十一年四月一日	菅原 勘一	大崎市古川字竹ノ内二十三番地	理事
平成二十一年四月一日	佐々木 良弘	大崎市古川西荒井字上田三百五十七番地一	理事
平成二十一年四月一日	木村 俊吉	大崎市岩出山字松沢百五十八番地一	理事
平成二十一年四月一日	今村 勝治	大崎市古川楡木字街道南五十二番地	理事
平成二十一年四月一日	福原 淑郎	大崎市古川新堀字高谷十六番地	理事
平成二十一年四月一日	大場 一典	大崎市古川大崎字名生南川原二十三番地	理事
平成二十一年四月一日	大山 久	大崎市岩出山下野目字堂ノ口七十九番地	理事
平成二十一年四月一日	高橋 生喜	大崎市古川深沼字堤下十六番地	理事
平成二十一年四月一日	佐々木 勝市	大崎市古川下中目字古河九十六番地	理事
平成二十一年四月一日	結城 猛夫	大崎市古川飯川字十文字三百四十番地一	理事
平成二十一年四月一日	我孫子 弘治	加美郡加美町平柳字城野三十番地	理事
平成二十一年四月一日	高橋 博克	大崎市古川清水字成田宮田十八番地	理事
平成二十一年四月一日	小松 庸一	大崎市岩出山字上川原町百二十八番地	理事
平成二十一年四月一日	佐々木 和範	大崎市岩出山南沢字滝館四十四番地	理事
平成二十一年四月一日	高橋 源	大崎市岩出山上野目字沢口七十四番地	理事
平成二十一年四月一日	南生 静則	大崎市古川米袋字水押三十九番地	監事
平成二十一年四月一日	佐々木 琢磨	大崎市古川大崎字名生前川原八番地	監事
平成二十一年四月一日	青沼 善徳	大崎市古川福沼二丁目十六番十七号	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十一年三月三十一日	菅原 勘一	大崎市古川字竹ノ内二十三番地	理事
平成二十一年三月三十一日	佐々木 良弘	大崎市古川西荒井字上田三百五十七番地一	理事
平成二十一年三月三十一日	木村 俊吉	大崎市若出山字松沢百五十八番地一	理事
平成二十一年三月三十一日	今村 勝治	大崎市古川楡木字街道南五十二番地	理事
平成二十一年三月三十一日	福原 淑郎	大崎市古川新堀字高谷十六番地	理事
平成二十一年三月三十一日	大場 一典	大崎市古川大崎字名生南川原二十三番地	理事
平成二十一年三月三十一日	大山 久	大崎市若出山下野目字堂ノ口七十九番地	理事
平成二十一年三月三十一日	高橋 生喜	大崎市古川深沼字堤下十六番地	理事
平成二十一年三月三十一日	佐々木 勝市	大崎市古川下中目字古河九十六番地	理事
平成二十一年三月三十一日	結城 猛夫	大崎市古川飯川字十文字二百四十番地一	理事
平成二十一年三月三十一日	我孫子 弘治	加美郡加美町平柳字城野二十番地	理事
平成二十一年三月三十一日	青沼 常雄	大崎市古川李埴字道祖神三番地	理事
平成二十一年三月三十一日	佐々木 俊一	遠田郡美里町北浦字谷地百三十一番地	理事
平成二十一年三月三十一日	阿部 磨	大崎市若出山南沢字中名生寺六十番地	理事
平成二十一年三月三十一日	鉄本 弘	大崎市若出山池月字上宮宮下十四番地二	理事
平成二十一年三月三十一日	佐藤 雄逸	大崎市古川斎下字天神三十五番地	理事
平成二十一年三月三十一日	野田 勇夫	大崎市古川新田字上宿二十九番地	理事
平成二十一年三月三十一日	白井 滝夫	大崎市若出山下一栗字一本杉八十番地一	理事
平成二十一年三月三十一日	村田 徳夫	大崎市若出山字上川原町七十四番地一	理事

平成二十一年三月三十一日	南生 静則	大崎市古川米袋字水押三十九番地	監事
平成二十一年三月三十一日	佐々木 琢磨	大崎市古川大崎字名生前川原八番地	監事

○宮城県告示第四百十一号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十一年四月十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

○宮城県告示第四百十三号

小牛田町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十一年四月十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

○宮城県告示第四百十四号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十一年四月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

○宮城県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成二十一年四月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 東 野 真 人

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
迫川沿岸土地改良区	添沼	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(基盤整備促進)	平成二十一年三月十六日

公 告

○障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
猪苗代医院	気仙沼市弁天町一・二・四	平成二十一年四月一日
石越調剤薬局	登米市石越町南郷字小谷地前百四十	平成二十一年四月一日
サタケ調剤薬局	栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後百四番地六	平成二十一年四月一日
アイン薬局 栗駒店	栗原市栗駒岩ヶ崎六日町九十番一	平成二十一年四月一日
アイン薬局 宮野中央店	栗原市築館宮野中央三丁目四番五	平成二十一年四月一日
みなみ薬局	大崎市古川駅南三丁目三十三・三	平成二十一年四月一日
かしまだい調剤薬局	大崎市鹿島台平渡字東要害十六・三	平成二十一年四月一日

○障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公告する。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	変更後	名 称	所 在 地
	栗原市立栗駒病院		栗原市栗駒岩ヶ崎松木田十番地一
			栗原市栗駒岩ヶ崎八日町六十九

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名 称 宮城郡利府町しらかし台二丁目三番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
仙台市泉区泉中央二丁目十六番地の十一
株式会社シライシコーポレーション

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年四月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名 称 大和町小野字荒井二百十二番一、二百十三番及
び二百二十四番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
大和町小野字荒井百八十九番地
荒井公民館建設委員会 委員長
大場 昭夫

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により、平成二十一年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け又は支出をすること

とができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。
平成二十一年四月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

(その他の政治団体)

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者氏名 主たる事務所の所在地

浅野正之を励ます会 浅野 忠美 早坂幸太郎 黒川郡大和町宮床字山田二一

石塚洋一郎後援会 石塚洋一郎 石塚 弘子 宮城郡七ヶ浜町汐見台三・四・一一

維新政党・新風宮城県本部 亀山 昌昭 亀山 章子 石巻市渡波字新千刈五七

伊藤幹雄後援会 伊藤 正 鈴木 民雄 大崎市松山下伊場野字中谷地五

岩佐まさゆき後援会 木村 住雄 岩佐 貴子 巨理郡山元町山寺字牛橋二〇・一五

岩沼 地域問題研究会 渡辺 栄一 残間 稔 岩沼市南長谷字海道南一九

上田早夫後援会 門間 均 鎌田 朝次 黒川郡大和町もみじヶ丘三・二四・一八

遠藤要之助を応援する会 菅原 巧造 遠藤 律子 遠田郡涌谷町猪岡短台字酌子三七

大須賀啓後援会 青木 典雄 大須賀 茂 黒川郡大和町宮床字下小路二四

大平弘悦後援会 大橋 洋一 坂本 紀男 遠田郡涌谷町涌谷字龍測寺浦二・一一

小野寺光記後援会 高橋 慶一 斉藤 慎一 遠田郡美里町平針字境目七五

笠原哲後援会 大林 節子 菅原 理郎 仙台市宮城野区安養寺二・三五・三一

香取つぐお後援会 川島 重雄 松田 寿次 塩竈市舟入二・八・一一・四

郷内良治後援会 松浦 道彦 大友きよみ 名取市愛島笠島字上北沢五

佐藤しげるの会 佐藤 茂 佐藤 秀子 仙台市太白区秋保町馬場字滝原七五・三

さとつ正一後援会 大石 照好 小野 實 伊具郡丸森町木沼字堀内一一五

三条幸夫後援会 石山 臣夫 千葉 正作 塩竈市藤倉一・六・六

時事問題研究会 百足 健一 黒田 和義 岩沼市中央三・二・一八

青山会 高橋 浩一 熊谷 子丑 加美郡加美町字町裏九五・一

政治結社日本あゆみの会 鈴木 利衛 斉藤 秋雄 仙台市青葉区一番町一・一一・三四

大日本國誠塾 小原 武彦 伊藤 光彦 黒川郡大和町小野字石倉向山一・五六

高泉雅楽後援会 菅原 文之 沼倉 道雄 登米市東和町米谷字根郭一二五・二

高橋浩一連合後援会 高橋 浩一 熊谷 子丑 加美郡加美町字町裏九五・一

高橋宗一郎後援会 高橋宗一郎 高橋宗一郎 白石市字本町一〇三

橋友之後援会 佐竹 正見 鈴木 眞子 大崎市三本木芥田字花見山一・一

館股秀隆後援会 野村喜太郎 加藤 正義 大崎市岩出山池月字上宮沢田一

田中徳寿後援会 田中 徳寿 田中 恵子 塩竈市本町一三・五

中村一彦後援会 中村 新一 中村 弓子 大崎市田尻沼部字早稲田一五八・一

ネットワーク2010の会 遊佐美由紀 千葉 祐 仙台市青葉区東勝山三・七・三八

ビジョンボックス 黄川田喜藏 熊谷 幹男 石巻市中央二丁目九・二四

舟山くにおを育てる会 伊藤 増男 大沼 正則 柴田郡柴田町船岡中央三丁目五・二

舟山くにおを育てる会(4町)を元気にする会 伊藤 増男 大沼 正則 柴田郡柴田町船岡中央三丁目五・二

ふるさとを本気で考える会 舟山 良男 舟山 泰治 柴田郡柴田町船岡中央三・五・二

三浦誠一を励ます会 伊藤 良 佐々木義郎 登米市豊里町白鳥四八

宮下佳民後援会 加藤 寛 本間 一弥 大崎市松山長尾字宮下三四

百足健一後援会 三浦金治郎 黒田 和義 岩沼市中央三・二・一八

武藤淳一後援会 伊藤 信一 高橋 徹 黒川郡大郷町大松沢字原屋敷三

山下庄太郎後援会 山下 昭夫 山下 徳一 石巻市雄勝町下雄勝一・六七

山田としお後援会 小野 忠昭 山田 寿 白石市郡山字雨ヶ作三三・一

渡辺敬三後援会 鈴木 克明 相馬 正徳 栗原市若柳字川北堤下三三・二

渡辺健一後援会 大田 孝行 渡辺 三八 伊具郡丸森町金山字石神六二

渡辺まこと後援会 渡辺 義一 渡辺 一郎 角田市鳩原字瀬ノ木橋四一

人事委員会

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十八・四十四

人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一 議会の項中	局	長	一種	を	局	長	一種	に
					理	事	二種	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 十八(管理職手当)の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・一・三十五

人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・一・九(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一議会議務局の項中「局長」の下に「理事」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月十七日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・二・四十九

人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一・二・七(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

次 長 三種

次 長 三種

規則)の一部を次のように改正する。
別表第一白石市の項の次に次のように加える。

名 取 市														議 会				
選 挙 管 理 委 員 会				農 業 委 員 会				監 査 委 員 会				市 長 部 局				本 庁		
農 業 委 員 会	監 査 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	市 民 体 育 館	視 聴 覚 セ ン タ ー	図 書 館	公 民 館	幼 稚 園	同 学 校 給 食 共 同 調 理 場	事 務 局	斎 場	家 働 く 婦 人 の セ ン タ ー	休 日 夜 間 急 患 セ ン タ ー	若 竹 園	児 童 館	保 育 所	援 市 セ ン タ ー 活 動 支 店	本 庁	局 長
局 長	局 長	局 長	館 長	所 長	館 長	館 長	園 長	場 長	長 教 育 長 課 長 部 長 参 事 次	場 長	館 長	所 長 事 務 長	園 長	館 長	所 長	館 長	(本 庁 共 通) 会 計 管 理 者 次 長 課 長 所 長 理 事 室 長 工 事 課 長 監 査 監 事 長 (総 務 課 係) 課 長 補 佐 (職 員 係) (政 策 企 画 課 係) 課 長 補 佐 (秘 書 係) (財 政 課 係) 課 長 補 佐 (財 政 係)	

児童館	児童館
きたかみ園	園長 事務長

「 氏 名 堀 徳 昭 」 「 職 名 事務長 」 を 「 次 長 」 と する。

堀 昭
 19の職名が 公任の田から選任される。

副 知 事 職

○宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成21年4月17日

宮城県監査委員	堀 山 和 純
宮城県監査委員	袋 遊 正
宮城県監査委員	佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成21年2月18日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成21年3月23日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額	
現年度分	200,325,860円
過年度分	436,630,710円

合 計	636,956,570円
・平成18年度収入未済額	
現年度分	210,785,256円
過年度分	348,437,565円
合 計	559,222,821円

ロ 措置の内容

自動車税の徴収対策について、収入未済額の大幅な縮減と収入率向上を目指して、預貯金等の積極的な差押、捜索の実施や自動車の差押を行ったが、今後も差押に重点を置いた滞納整理を実施していく。また、収入未済額に占める割合が最も大きい個人県民税について、住民税徴収対策会議の開催、滞納整理困難事案の事例検討会の開催、共同催告・共同徴収等の実施のほか、特別徴収の促進のための広報活動や特別徴収未実施事業所に対する特別徴収実施の働きかけ等を積極的に実施した。

(2) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額	
現年度分	1,376,600,108円
過年度分	1,340,118,411円
合 計	2,716,718,519円

・平成18年度収入未済額

現年度分	649,466,659円
過年度分	1,419,712,305円
合 計	2,069,178,964円

ロ 措置の内容

平成19年度策定の「宮城県税収確保対策3か年計画」(計画期間：平成19～21年度)及び「平成20年度県税滞納額縮減対策本部事業計画」、さらに当所独自の「平成20年度県税事務実施計画」に基づき、計画的、効果的な滞納整理を実践した。

特に差押については、早期着手と攻めの差押を念頭に、年間差押目標件数を前年度(540件)の1.5倍に当たる800件に設定し、捜索による財産調査と差押及び預貯金や給与等の差押を強力

に推進した。
また、滞納件数の多い自動車税については、県下一斉に実施される「自動車税集中滞納整理週間」(9/30~10/6)に併せて、当所としては初めての試みとなる自動車の大規模一斉差押(9月~11月)を実施し、差押対象車両の夜間、休日における所在確認調査も含め、タイヤロック及び車両の引き揚げ・公売を視野に入れながら全所体制で取り組んだ。

(3) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

平成19年度収入未済額	372,928,297円
現年度分	633,209,822円
過年度分	1,006,138,119円
合 計	1,006,138,119円

・平成18年度収入未済額

現年度分	325,386,905円
過年度分	784,476,366円
合 計	1,109,863,271円

ロ 措置の内容

個人県民税については、管内町村と連携を強化し、住民税徴収対策会議等の開催や地方税法第48条による直接徴収のほか、新たに特別徴収の働きかけなども実施した。

また、他の税目については、差押を重点とした手法を基本に滞納整理を進め、徹底した財産調査と積極的な差押、搜索及びインターネットによる公売などを実施し、滞納額縮減と税収確保に努めている。

(4) 石巻県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成19年度収入未済額

現年度分	270,899,721円
過年度分	376,230,138円
合 計	647,129,859円

・平成18年度収入未済額

現年度分	155,841,661円
過年度分	423,541,969円
合 計	579,383,630円

ロ 措置の内容

平成20年度において、以下の対応策を講じた。

1 財産調査、滞納処分の一斉処理

調査は、各担当から差押対象者を選定(約20件)、差押は各金融機関に職員を割り振りし、期間を定めて集中的に行なった。(年度後半は毎月実施)

2 郵送による預貯金差押

職員が直接出向していたが、郵送で関係書類を送付して差押を行い、時間短縮を図り、効率的に実施した。

3 事務分担を見直し、納税第一班が行っていた以下の事務(督促・催告事務等)を納税第二班が分掌することにし、納税第一班は、滞納処分の事務に特化した。

ア 督促状の発送事務

イ 自動車税以外の督促状発送から10日以内の電話催告

ウ 不納欠損及び即時欠損の決議及び税務課報告

エ 世帯勤務先調査の支援

オ その他必要に応じ調査支援、電話催告支援

4 滞納処分の強化により、今年度差押目標件数550件に対し、1月末現在716件と大幅に増加した。(前年度1月末実績566件)

(5) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

補助金の実績確認において、確認が不十分だったものが認められたので、実績確認を徹底するなど、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

市町村振興総合補助金において、実績報告書に基づき、書面による確認調査を行ったが、

一部事業に不適正執行があったもの。

- ・ 事業名 市町村献血推進事業
- ・ 事業主体 丸森町
- ・ 補助金額 平成19年度 158,000円
平成18年度 144,000円
- ・ 返還額 平成19年度 54,000円
平成18年度 11,000円

□ 措置の内容

事業実績書記載内容の確認調査は、市町を訪問して行うこととし、事業の実施状況、物品等の調達状況及び事業費の支払状況を事業実施記録、調達物品等の現物及び証拠書類の原本で確認することとした。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第61号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条及び少年指導委員運営規程（昭和60年宮城県公安委員会規程第1号）第3条に規定する少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成21年4月17日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

活動区域	少年指導委員の氏名及び住所	
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号以下「条例」という。別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域	阿 部 馨一郎	仙台市泉区寺岡2丁目9番9号
条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域	久 富 恵 子	仙台市宮城野区岩切字中江北1番地の9
条例別表に規定する宮城県警察署の管轄区域	若 生 正 吉	仙台市泉区野村字西原38番地の1
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	今 野 千代以	石巻市北上町女川字蔵和田45番地
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	渡 辺 恵 里 子	遠田郡美里町北浦字山前1番地97

条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	佐 藤 長 米	加美郡加美町字岡町41番地
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	山 崎 正 三	白石市字堂場前145番地